

# 吉川市国民保護協議会の概要

## 1 名称

吉川市国民保護協議会

## 2 設置根拠法令

国民保護法（以下「法」という。）第39条第1項

\* 国民保護法：

正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」  
（平成16年6月18日法律第112号）

## 3 設置趣旨（法第39条第1項）

市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市に、市国民保護協議会を置く。

## 4 所掌事務（法第39条第2項）

市長の諮問に応じて当該市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。また、この重要事項に関し、市長に意見を述べること。

## 5 組織構成（法第40条）

(1) 会長は、市長をもって充てる。（会長は、会務を総理する。）

(2) 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- ① 市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
- ② 自衛隊に所属する者（当協議会では任命しておりません。）
- ③ 市の属する都道府県の職員
- ④ 市の副市長
- ⑤ 市の教育委員会の教育長及び市の区域を管轄する消防長
- ⑥ 市の職員（④、⑤に掲げる者を除く。）
- ⑦ 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- ⑧ 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

(3) 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 6 委員の定数（吉川市国民保護協議会条例第2条）

25名以内